

報告第4号

専決処分事項の報告について（愛西市税条例の一部を改正する
条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和7年1月31日

愛西市長 日 永 貴 章



愛西市税条例の一部を改正する条例

愛西市税条例（平成１７年愛西市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第１０項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。